

- 制定・改廃の概要 -

条例・規則名 東京都公害防止条例及び東京都環境事務所設置
条例の一部を改正する条例

公布年月日・番号 平成 12 年 10 月 13 日・東京都条例第 180 号

1 概要

< 東京都環境事務所設置条例（昭和 46 年東京都条例第 105 号）の一部改正 >
西東京市の設置等に伴い、規定を整備する必要がある。

田無市、保谷市 西東京市

2 施行期日

田無市及び保谷市を廃止し、その区域をもって西東京市を置くこととする
地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）の規定による処分が効力を生ずる日（平
成 13 年 1 月 21 日）

3 問い合わせ先

< 東京都環境事務所設置条例の一部改正 >

環境局総務部総務課庶務係

直通電話 03（5388）3416

都庁内線 42 - 111